

〈〈 法人等による住民票等の交付申請時に必要なものについて 〉〉

平成 20 年 5 月 1 日に施行された改正住民基本台帳法により、法人等による住民票等の交付申請時には次のものが必要になります。

ご提出いただいた資料等を基に市が審査を行い、交付の可否を決定いたします。資料等の原本還付を希望する場合は、あらかじめ当該資料の写しをご準備ください。

(1) 請求書 ※①～⑥の事項はすべて必須項目です。	
①法人等の名称・代表者名・事務所(本店、支店、営業所、事務所等)の所在地	〈参考法令等〉 住基法第 12 条の 3 第 4 項
②法人等の印鑑登録済み代表者印、又は社印	①住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-A
③申出の任に当たっている者の氏名・住所	②住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-A
④申出対象者の氏名・住所	③住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-B
⑤住民票等の利用目的(権利又は義務の発生原因、住民票等の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体に提出する場合は提出先と提出を必要とする理由等を具体的に記入)	④住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-C ⑤住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-D
(2) 法人等の所在地の確認ができる書類	
登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証、定款、事業所案内、法人のホームページで事業所の所在地が確認できるページをプリントし、【〇〇法務局に提出した内容に相違ありません。】という文言と、会社名と社印を押印したもの等 ※なるべく公証力の高いものが適当	〈参考法令等〉 住民票省令第 10 条第 1 項前段
(3) 疎明資料	
①契約書、借用書等、権利義務の発生原因となる明確な資料であって、当事者間の関係を十分認識できるもの ※内部帳票の印刷物(システムの画面コピー等)である場合、法人等と債権者の契約に相違ない旨の認証文+法人印(社印)による押印が必要	〈参考法令等〉 住民票省令第 10 条第 1 項後段 住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-D H20.12.19 事務連絡(4)
②権利が移行している場合、又は権利者から委託されて申出を行っている場合は、譲渡契約書、委託契約書等、申出権利があることが明らかとなる資料	
(4) 申出の任に当たっている者と法人等の関係が分かる書類	
・代表者である場合は、代表者の資格証明書 ・代表者以外の者の場合は、法人等の社員証、代表者が作成した委任状、法人等への在籍証明書	〈参考法令等〉 住基法第 12 条の 3 第 6 項 住民票省令第 12 条第 2 号・第 3 号 住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(ウ) H20.12.19 事務連絡(3)
(5) 申出の任に当たっている者の本人確認の書類	
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等(官公署が発行した顔写真付の証明書) ※有効期限内で、原則最新の情報が記載されているもの	〈参考法令等〉 住基法第 12 条の 3 第 5 項 住民票省令第 11 条第 1 号 住基要領第 2-4-(3)-①-ア-(イ)

〈法令名の略語〉 住基法…住民基本台帳法

住民票省令…住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令

住基要領…住民基本台帳事務処理要綱

H 20 事務連絡…平成 20 年 12 月 19 日総務省自治行政局市町村課長事務連絡

問い合わせ

羽生市市民生活課市民係

TEL : 048-561-1121 (内線 134)